



資料2-1 (仮称) 綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画の策定について

◆ 基本計画策定の理由

令和6年3月に策定された「(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想」を踏まえ、開設場所として決定された敷地・施設において、基本構想で定めた6つの機能（①不登校児童・生徒の支援機能、②就学相談機能、③通級指導の拠点機能、④青少年・ひきこもりの支援機能、⑤教育相談機能、⑥国際教室や外国につながる児童・生徒の支援）のうち、同センターで実施する5つの支援機能（①から⑤まで）の支援方法を整理するとともに、施設の利便性や機能性、周辺環境との連携性といった観点から、具体的な配置計画、概算事業費、整備スケジュール等をまとめ、5つの支援機能をどのように機能させていくかを具体的に定めるため、基本計画を策定するものです。

◆ 基本計画の骨子

基本計画は6章構成となっております。

- ・第1章 これまでの経緯
- ・第2章 事業用地・施設の概要・条件
- ・第3章 基本構想の概要と再整理
- ・第4章 基本計画の条件整理
- ・第5章 敷地・建物条件を踏まえた複数プランの比較検討
- ・第6章 基本計画案

◆ 整備スケジュール予定

令和7年6月	ユニットハウス（C棟）	補正予算計上
8月	ユニットハウス（C棟）	実施設計開始
9月	旧クリニック棟（A棟）	改修工事補正予算計上
	旧薬局棟（B棟）	改修工事完了
11月	旧クリニック棟（A棟）	改修工事契約・改修工事開始
12月	ユニットハウス（C棟）	工事開始
令和8年3月	ユニットハウス（C棟）	工事完了・一部供用開始
6月	旧クリニック棟（A棟）	改修工事完了・全体共用開始

※「(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画」は綾瀬市のホームページからご覧いただけます



第1章 これまでの経緯

- 不登校、特別支援学級在籍、ことばの教室に通級、国際教室に通級など特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加傾向にある中、そうした児童・生徒への支援の充実が喫緊の課題となっています。また、義務教育修了後の子どもたちについても、高等学校等進学後の不登校やひきこもりの悩みを抱えるケースが増加傾向にあり、学校や社会への復帰に向けた切れ目のない支援が必要となっています。
- 複雑化・多様化する児童・生徒の課題への総合的な支援体制の整備に向け、令和5年度に(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想(以下、「基本構想」という。)を策定しました。
- 基本構想では、課題別の支援ではなく総合的に、切れ目なく対応できる支援体制を確立するために、不登校支援、特別支援・通級指導、ひきこもり支援(青少年相談室)、教育相談事業、外国につながる子どもたちへの支援を1つに統合し、教育的支援の拠点として、新たに(仮称)綾瀬市総合教育支援センター(以下「総合教育支援センター」という。)を整備する事としています。
- 令和6年度において、候補地の検討について部局を横断した連携・協力体制により進め、事業用地を決定しました。選定理由としては、市の中心部であり児童・生徒及び青少年が通いやすい、市役所から徒歩約5分の立地であり市役所との連携が取りやすい、学校から離れており学校を意識しない場所であるといった点に加え、既存施設が立地している賃貸借物件のため早期開設が見込める、新規に建設するよりも低コストで開設が可能であるといった点があげられます。
- 一方で、基本構想では施設規模を約1,400㎡と想定していましたが、候補地に立地している物件は2棟に分かれ、合わせて約380㎡となっており、敷地内に新たな建物を増築したとしても基本構想での施設規模よりも小さな規模で、求められる機能を果たすことが必要となっています。

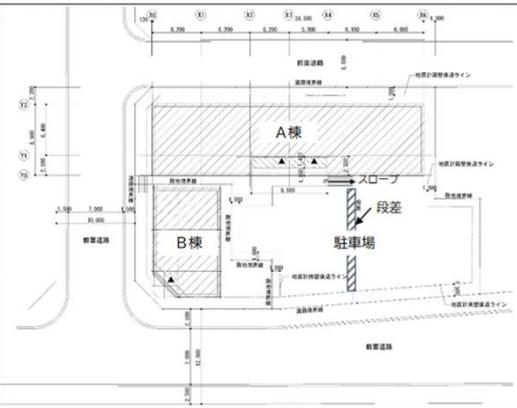
第2章 事業用地・施設の概要、条件

- 事業用地(綾瀬市早川城山一丁目3番8号)は、市役所から徒歩約5分の距離となっており、市役所との連携が容易である他、近隣には、城山公園や市民スポーツセンターが立地しており、総合教育支援センターに通う子どもたちの活動場所としての活用が可能となっています。
- 事業用地の面積は、約1,118㎡、南側の道路はバスが通り、比較的自動車交通量があります。用地上に既存の2棟の建物が配置されています。クリニックとして使われていたA棟は約285㎡、薬局として使われていたB棟は約97㎡で、合計で382㎡となっています。

(事業予定地の位置)



(事業予定地・施設の配置図)

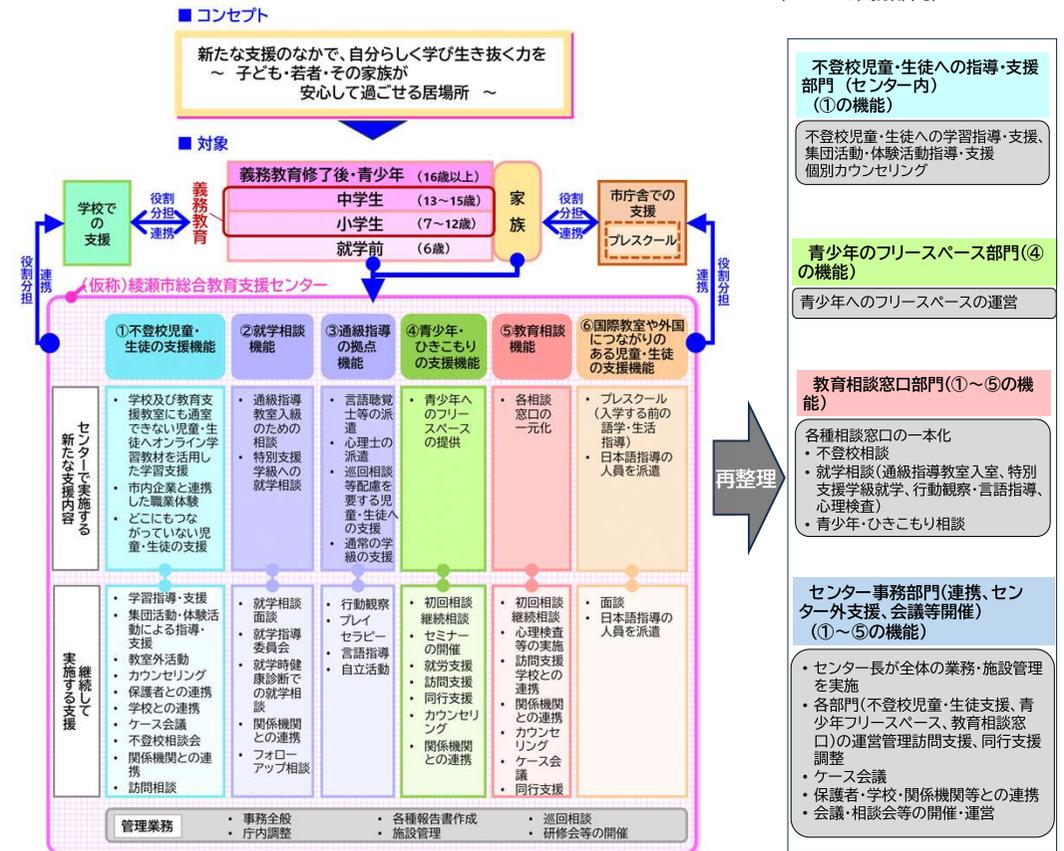


第3章 基本構想の概要と再整理

- 総合教育支援センターは、従来は異なる窓口や所管で行われてきた各業務を再構成し、6つの機能、すなわち①不登校児童・生徒の支援、②就学相談、③通級指導の拠点、④青少年・ひきこもりの支援、⑤教育相談、⑥国際教室や外国につながる児童・生徒の支援、といった機能を集約・複合化するものとしています。
- 基本構想では、国際教室や外国につながる児童・生徒の支援機能は市庁舎へ導入するものとし、その他の5つの機能について、必要諸室を想定するとともに、事務・相談機能や共用施設の共用化を図ることで、機能の充実を図る内容としていました。しかし、早期開設に向け、事業用地・施設の面積が狭くなった中で、業務の更なる再編・再整理が必要となりました。
- 総合教育支援センターの新施設の対象となる5つの機能の業務内容を、業務の対象者、つまり、対面支援を受ける児童・生徒・青少年、窓口での相談者、訪問による支援等の受援者、関係者(保護者・学校・関係機関)の切り口で分類し、4つの業務部門に再整理しました。

(基本構想の概要)

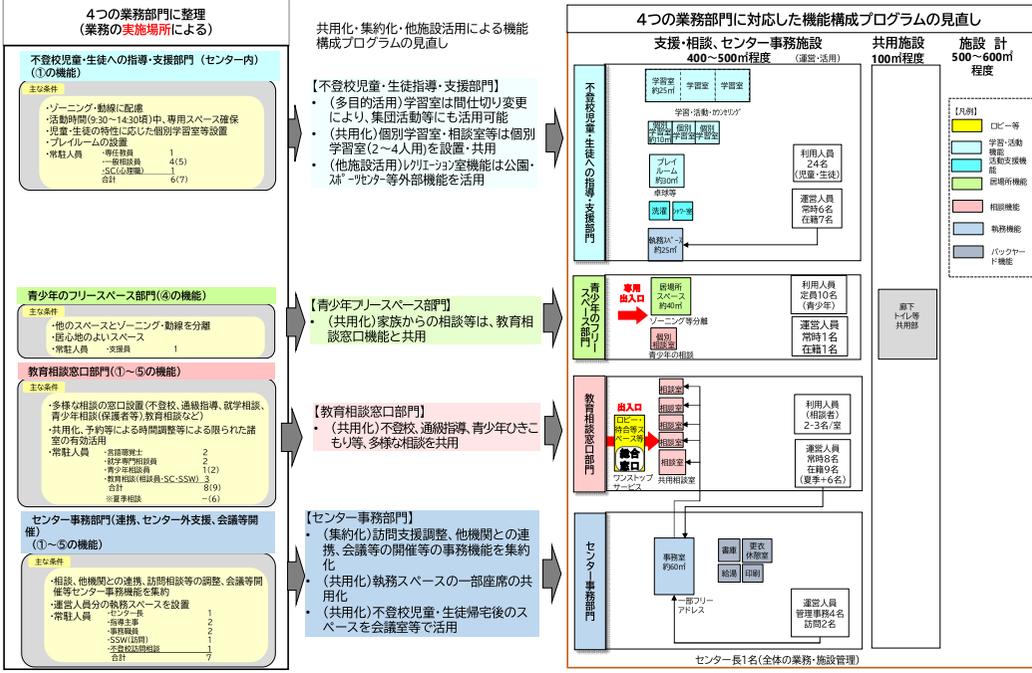
(4つの業務部門)



第4章 基本計画の条件整理

- 4つの業務部門への再整理に対応し、さらに共用化・集約化・他施設活用により、基本構想での機能構成プログラムの見直しを行いました。
- 不登校児童・生徒指導・支援部門では、学習室を間仕切り変更可能な仕様とすることで、集団活動等にも活用可能とし、レクリエーション室機能については、近隣の公園やスポーツセンター等外部機能を活用、教育相談窓口部門では、多様な相談のためのスペースを共用、センター事務部門では、執務スペースの一部座席の共用化（フリーアドレス）や不登校児童・生徒帰宅後のスペースを会議室等で活用する等の工夫を行い、全体で500~600㎡の施設規模に収めます。

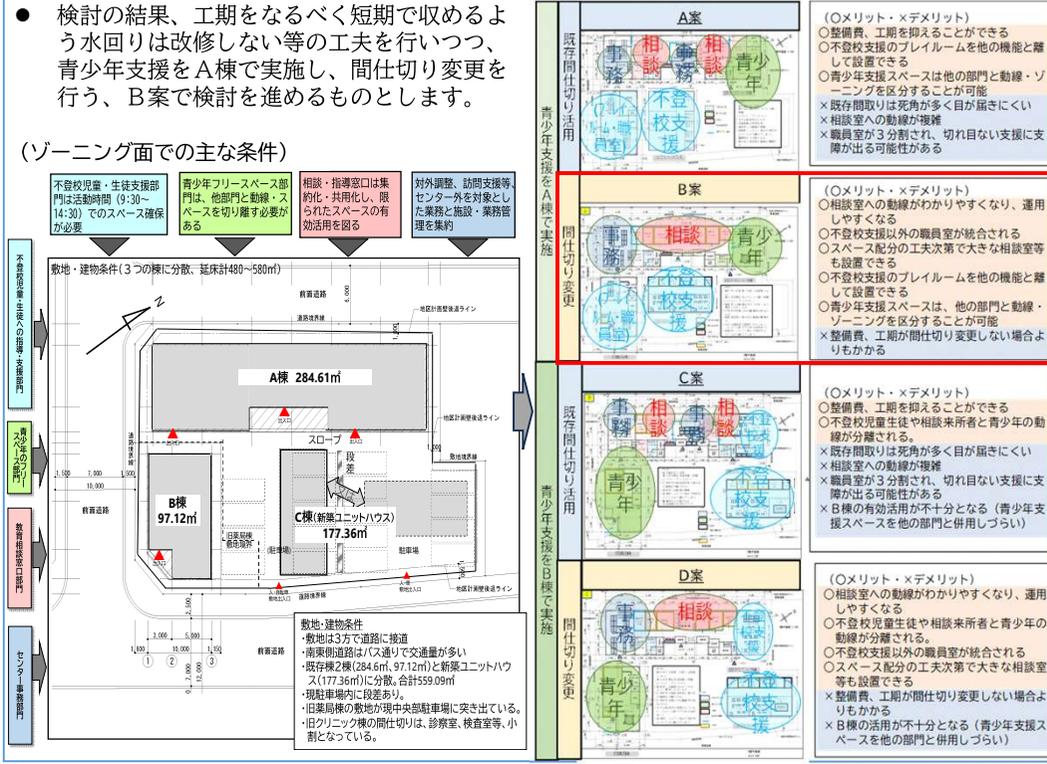
(基本計画の条件整理 (機能構成プログラムの見直し))



第5章 敷地・建物条件を踏まえた複数プランの比較検討

- 駐車場部分に新たなユニットハウスを設置することにより、既存施設で不足するスペースを補うことを前提として検討しました。青少年フリースペース部門について、対象者の特性に配慮、他部門と動線・スペースを切り離すものとし、青少年支援をA棟で実施する場合とB棟で実施する場合、それぞれ既存棟の間仕切りを活用する場合と変更する場合で、想定される4パターン(プランA~D案)を比較検討しました。

(敷地・建物条件を踏まえた複数プラン)



第6章 基本計画案

- 平面計画、工程表は右図の通りとします。
- 概算工事費としては、全体で1億6千万円程度を見込みます。但し、C棟については、事業用地が賃貸借物件のためリース契約とします。
- 工事期間の短縮、早期開設を目指し、A棟の用途変更とC棟の建築確認申請を並行して進めていきます。
- その他、法令に従って、敷地内通路の確保、敷地境界からの距離の確保、防火措置の実施を行います。

